

[別紙1]

鳥取県中小企業災害対応力強化支援補助金 (BCP策定・見直し支援)の事務手続きについて

1. 交付申請提出

○事業開始までに申請してください。

2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは： 専門家を活用してBCPを策定、又は既に策定しているBCPの改善を完了した日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出

○事業が完了し実績額が確定したら、当該事業年度の翌年度の4月20日までに提出してください。

◎補助金の支払い

※実績報告書が提出されたら、報告内容を確認し現地調査等を行った上で支払い手続きを行います。

資料提出・問い合わせ先

商工労働部部・商工政策課

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

0857-26-7565 shoukou-seisaku@pref.tottori.jp